

■令和4年度横浜市乳幼児一時預かり事業事業者公募に関する質問に対する横浜市回答

質問		横浜市回答
該当箇所	内容	
横浜市乳幼児一時預かり事業事業者募集要綱 4 公募の条件 (5) 設備基準	乳幼児一時預かり事業の物件について、3階部分は利用可能か。	認可外保育施設指導監督基準を満たす場合は、可能です。
横浜市乳幼児一時預かり事業事業者募集要綱 4 公募の条件 (4)事業内容の規定	給食について、お弁当持参は可能か。	給食提供については、任意です。
横浜市乳幼児一時預かり事業事業者募集要綱 4 公募の条件 (2)実施場所の条件	既存の施設と最寄り駅が同一の場合は、検討される可能性はあるか。	4 公募の条件(2)実施場所の条件に示すとおり、地域だけをもって選定されるわけではありません。
横浜市乳幼児一時預かり事業事業者募集要綱 4 公募の条件 (2)実施場所の条件	他の地域のエリアで2区の境にある地域地域はどのように考えるか。	施設が所在する地域で判断します。
その他	決算報告書の財産目録につきましては、税理士事務所から通常作成してませんとの事で、その場合はどのようにしたらよいかと税理士の先生から言われました。	提出された財務状況を確認できる書類に基づき、中小企業診断士による財務分析を実施するため、追加で提出を依頼する場合があります。
その他	消防用設備等検査済証とは建物が建てられたときのものなのかいつの物なのでしょう。	直近のものを提出してください。
横浜市乳幼児一時預かり事業事業者募集要綱 4 公募の条件 (1)事業者の条件	既存の小規模保育事業が応募することはできるのか。	一時保育(一般型)を実施することが可能ですので、乳幼児一時預かり事業に応募はできません。